

論点に関する検討課題等

「9 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止」について

第9 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止

1 再審請求があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか

- 檢察官は、刑事訴訟法第442条ただし書の規定により死刑の執行を停止したときは、刑法第11条第2項の規定による拘置を停止することができるものとする。
- 刑事訴訟法第442条ただし書の規定による刑の執行停止は、再審の判決が確定するまで、することができるものとする。

[検討課題]

(1) 再審請求があった場合に、裁判所が刑の執行や拘置を停止することができるとする規定を設けるかについて

ア 規定を設けることの必要性

- 裁判所は、再審開始決定をしたときは刑の執行等を停止することができるところ、別途規定を設けることの必要性について、どのように考えるか。

イ 規定を設けることの相当性

- 刑の執行やその停止について、行政権を担う法務大臣・検察官と司法権を担う裁判所の間で役割を分担させている刑事訴訟法の諸規定との整合性について、どのように考えるか。
- 裁判所が、再審の請求について決定をする前に、刑の執行等を停止するかどうかを適切に判断することは困難であるとの指摘について、どのように考えるか。

(2) 死刑確定者について再審請求があった場合に、裁判所が刑の執行を停止しなければならないとする規定を設けるかについて

ア 規定を設けることの必要性

- 上記(1)アの検討課題と同じ。

イ 規定を設けることの相当性

- 再審請求者に刑の執行停止権限を与えるに等しく、刑事裁判の実現を期すことができなくなるとの指摘について、どのように考えるか。
- 被害者やその遺族を含む国民の刑事裁判に対する信頼を失わせることとなるとの指摘について、どのように考えるか。

(3) その他

第9 再審請求又は再審開始決定があった場合の刑の執行停止

2 再審開始決定があった場合の刑の執行停止に関する規定を改めるか

裁判所は、刑事訴訟法第448条第2項の規定により死刑の執行を停止したときは、刑法第11条第2項の規定による拘置を停止することができるものとする。

[検討課題]

- (1) 再審開始決定をした場合における裁判所による刑の執行停止を裁量的なものから義務的なものに改めることの必要性・相当性
- 規定を改めることの必要性について、どのように考えるか。
 - 再審開始決定があっても確定判決の効力は失われないこととの関係や、確定判決による刑の執行の確保の要請について、どのように考えるか。
- (2) その他